

申請は9月30日までをお願いします。
9月30日を過ぎると、満額の支給が受けられなくなりますので、ご注意ください。

《3月31日現在、児童手当を受給されている方》

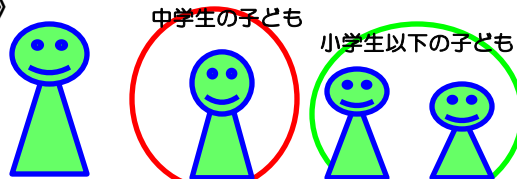


新たな手続きは不要



子ども手当

※手当は4月分から給されます。
※4月に中学生になる子ども（3月まで児童手当の対象だった子ども）についても手続きは不要です。



中学生の子どもについて、
『額改定認定請求書』の
提出が必要

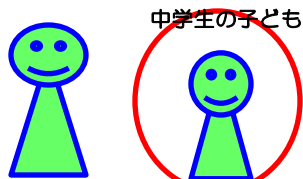
新たな手続きは不要



子ども手当

※9月30日までに『額改定認定請求書』を提出してください。
手当は4月分から増額されます。

《3月31日現在、児童手当を受給されていない方》



『認定請求書』の提出が必要



子ども手当

※9月30日までに『認定請求書』を提出してください。
手当は4月分から支給されます。

《子どもが生まれた方》

子どもが生まれたときは、『認定請求書』（既に子ども手当を受給している兄弟がいる場合は『額改定認定請求書』）の提出が必要です。

原則として請求のあった月の翌月分から手当が支給されます。

※この場合、申請猶予期間（9月30日まで）の対象ではありませんので、お早めの申請をお願いします。



子ども手当

平成22年度



申請をお忘れなく

ここに市区町村の連絡先を
記入できます

厚生労働省・都道府県・市区町村